

地域課題をビジネスで解決し、長野を元気に!

長野県 ソーシャル・ビジネス 創業支援金

(長野県地域課題解決型創業支援事業)



一次募集

令和8年4月13日月～5月18日月

※一次審査の申請、採択状況により二次募集分の審査を実施します。

二次募集

令和8年6月1日月～7月24日金

創業

事業承継

第二創業

金額

上限 **200** 万円

補助率

2分の1
以内

対象者

以下の要件のいずれにも該当する方

①県内の地域課題に対する社会的事業を行う創業者等

※詳細は裏面参照

②令和8年4月7日から令和9年1月31日までに次のいずれかに該当する方

- ・長野県で個人事業の開業届出もしくは株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人等の設立を行う方
- ・Society5.0関連業種で事業承継または第二創業をする個人事業主もしくは株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人等の代表者
- ※「Society5.0関連業種」とは、AI・IoT、ロボット、ビッグデータ等の未来技術を活用して、新たなシステムづくりに関連する事業のことです。
- ※「事業承継」とは、代表者の交代を伴い新たな事業に取り組むこと、「第二創業」とは、同一法人が既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むことが該当します。

③長野県に居住している方、
または令和9年1月31日までに長野県内に居住を予定している方

※地域おこし協力隊任期の最終年度もしくは任期終了翌年度等の他の国交付金の対象となる方は対象外です。
長野県の同趣旨の補助金もしくは市町村が実施しているものでその一部に国庫補助金が含まれている補助金との併給はできません。
※個人事業主を法人化すること（法人成り）は対象外です。

3名の伴走支援員を任用しています!ご活用ください!!

申請前の相談及び事業計画の策定から採択後の各種サポートを実施します。

申請を検討されている方は是非ご相談ください。

※相談を検討されている方は当機構ホームページよりご連絡ください。



問合せ先

公益財団法人 長野県産業振興機構

〒380-0928 長野県長野市若里1-18-1

✉ keieishien@nice-o.or.jp

☎ 026-227-5028

🌐 <https://www.nice-o.or.jp/>

機構HP



長野県 ソーシャル・ビジネス 創業支援金の概要

対象事業

地域活性化、過疎地対策、買物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、環境エネルギー関連、社会福祉等の地域の課題解決に資する社会的事業であり、長野県内で実施する事業

※起業家や有識者、産業支援機関等で構成される審査委員会で採択されることが必要です。

補助対象経費

※内容により補助対象外となる場合があります。

人件費、店舗賃借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、専門家経費、旅費、外注費、委託費、広報費等の創業等にかかる経費で、**交付決定日から令和9年1月31日までの事業実施部分**

令和8年度スケジュール

※予定のため、変更になる可能性があります。



(注1) 令和8年4月6日以前に法人設立・開業届出を行った場合は対象外となります。

(注2) 交付決定前に発注・支出した経費は対象外となります。

(注3) 審査委員会は、6月16・17日(一次募集)8月20・21日(二次募集)に開催予定です。

書類審査で選考された申請者は、審査委員会当日に面談審査がありますので、日程調整をお願いします。



その他の支援メニュー

＼ 日本一自己負担の少ない融資制度 /

信州創生推進資金

✓ 貸付利率年1.2% 最大5,500万円

(運転資金・設備資金)まで融資します。

※本支援金対象者は貸付利率を0.1%引き下げ(年1.1%)

問合せ先:

事業所所在地を管轄する地域振興局商工観光課

＼ 長野県への移住をご検討中のみなさまへ /

移住支援金

✓ 東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)愛知県、大阪府から長野県へ移住し、就業または創業した方に、**移住支援金**を支給しています。

※支援金額・要件は市町村によって異なります。

問合せ先: 移住先市町村の担当窓口

長野県内で新たに中小法人を設立した場合
＼ 創業から5年間、法人事業税を課税免除します /

創業等応援減税

✓ 長野県では、創業の促進を図るとともに、創業後の経営安定化を支援するため、創業間もない中小法人を対象に、**法人事業税の課税免除**を行っています。

※「課税免除」を受けるには、先に「創業認定」を受ける必要があります。

問合せ先: 事業所所在地を管轄する地域振興局商工観光課